

大学の量的規模等に関する論点

構成

1 大学の量的規模について ..... 2

(1) 従来 of 高等教育計画 ..... 2

(2) 規模に関する基本的な考え方 ..... 2

(3) 量的規模に関するこれまでの主な意見 ..... 3

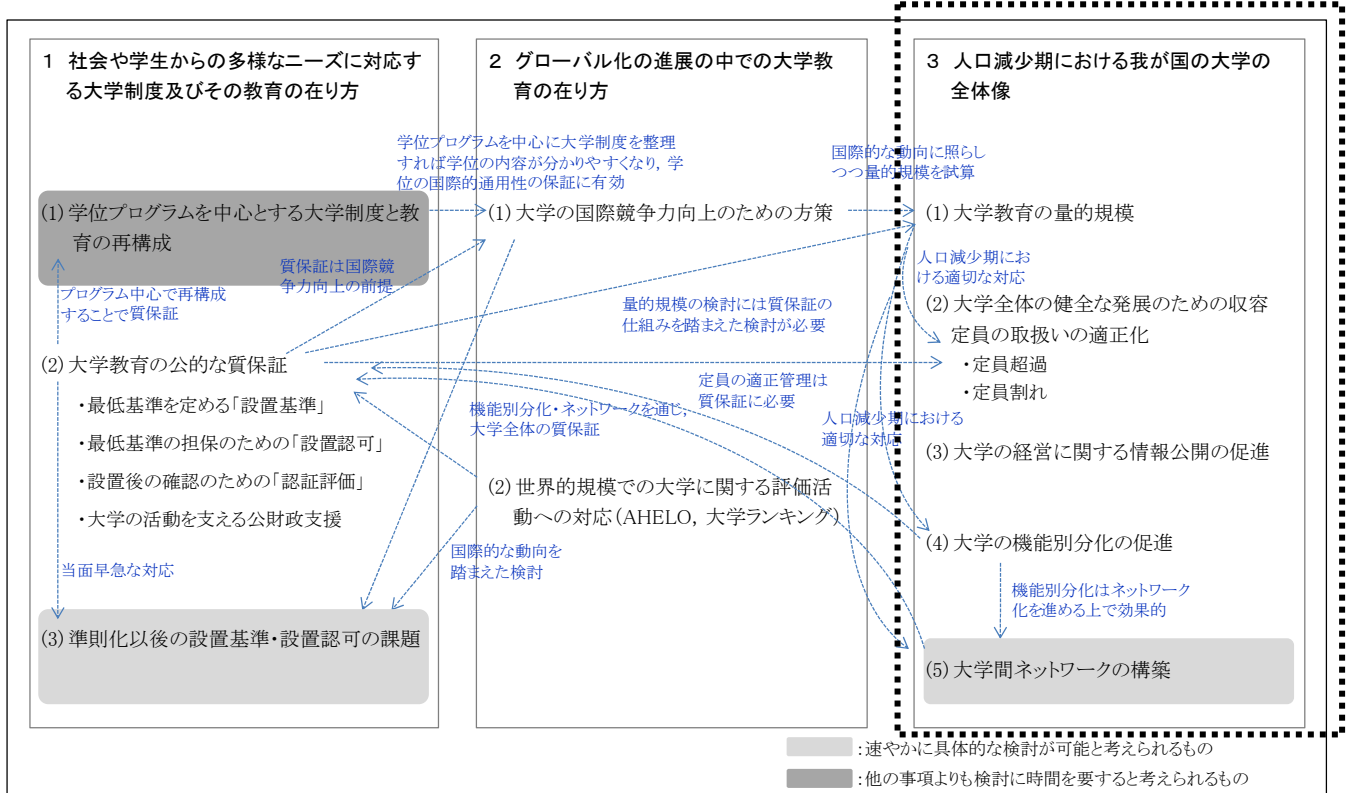
2 私立大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化について ..... 6

3 大学の経営に関する情報公開の促進 ..... 7

4 大学の機能別分化の検討の論点（案） ..... 8

5 教育・学生支援分野における共同利用の促進について ..... 9

「中長期的な大学教育の在り方について」諮問に係る大学分科会の審議経過について」に掲げた事項について（平成21年2月）



# 1 大学の量的規模について

## (1) 従来的高等教育計画

18歳人口の増減や、高等教育への進学動向を踏まえ、高等教育機関の整備を計画的に行うことを目的として、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」が策定された（平成12～16年度は「将来構想」）。高等教育計画では、18歳人口の増減等を踏まえ、計画期間中の進学率や入学定員の規模等を想定した上で、大都市圏における大学等の新增設を抑制するなど、地域別・分野別の抑制方針について定めていた（→資料P5-6）。

（前回の3月10日の大学分科会で紹介したとおり）平成14年の中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」により、設置認可の弾力化と審査基準の簡素化・準則化が図られている。大学等の新增設の抑制方針は、このときに、基本的に撤廃されている（→資料P4-16）。

## (2) 規模に関する基本的な考え方

### ① 検討すべき量的規模の考え方

平成20年度の大学・短大進学率は55.3%に達し、大学教育を希望する若者の割合は上昇傾向にある。

一方、少子高齢化の影響により、日本の人口が減少局面に入っている。また、社会人や留学生からの学習の需要や、産業構造の変化に対応する人材養成も求められている。

このような状況において、学士課程、修士課程、博士課程の別に、可能であれば分野別に、また、国際的な動向にも照らしつつ、およその量的規模を試算していくことが求められる。

### ② 「高等教育計画」における検討との違い

過去の「高等教育計画」では、18歳人口の増減の動向、進学率、大学の質的な充実の観点等を踏まえて、大学等の新增設が抑制されており、ここでは、主に規模の上限が念頭に置かれた。

それに対し、我が国が人口減少期に入っていること、また、社会システムの維持・発展に大学が果たす役割や、大学の国際競争力の向上が重要な課題となっている状況においては、大学の必要な規模又は政策的に望ましい（妥当な）規模の観点から検討していくことが必要と考えられる。

### (3) 量的規模に関するこれまでの主な意見

#### ① 人口減少期における我が国の大学教育の規模をどう考えるか。また、地域別の状況をどのように踏まえるか。(→資料P13-25)

- 日本の大学教育の量的規模は、国際的にも過大とは言えず、社会人学生も少ない。大学は、リーダーとなるべき人材育成と底上げのために積極的に役割を果たすべきであり、量的規模の在り方もそれに相応すべきである。
- 地方を中心に大学の経営が困難な状況があり、その現実の問題をどう対応するか。現状は供給過多とも思われるが、どう考えるか。
- 地方においては定員割れの厳しい状況があるが、諸事情により、自宅からしか通学できない学生数も相当数存在すると思われる。地方における大学・短大教育の機会が確保されなければならない。
- 大学の在り方の検討に当たっては、大学の経営の観点からの議論ではなく、人材養成、生涯学習、地域における教育活動など、社会からの要求の観点で議論を組み立てる必要がある。
- 社会人や、意欲があっても経済的事情により進学をあきらめた者は、大学全入に関して語られる際の志願者数の算定に含まれていない。大学の規模を語る際には、そうしたことにも留意する必要がある。
- 量的規模の検討に際しては、大学への進学需要、卒業後の労働需要のほか、質の観点が挙げられる。学生が十分に勉強しないと言われる現在の状況を前提として考えるのではなく、大学の質を強化し、学生に学習のインパクトを与えるよう改めていくことを前提とするならば、適正規模がさらに拡大してもよいという考え方もあり得る。

#### ② 社会人のリカレント教育、高齢者の大学就学の充実、大学のグローバル化の動向が大学の規模に及ぼす影響をどう考えるか。(→資料P24-29)

- 我が国は社会人学生の入学が停滞していることが欧米諸国と異なる。社会人学生を積極的に受け入れるとしている大学院の専攻は800程度存在し、全体のほぼ半数となるが、実態としては、ほとんどが従来型の大学院であり、十分に社会人に対応したものとなっていない。大学が多様なニーズと潜在的な需要があると想定される中で、どのように対応するかが問われている。

③ 社会ニーズを踏まえた専門的人材の養成と研究者の確保についてどう考えるか。この場合、地域における分野別の規模についてどのように考えるか。(→資料P30-38)

- 大学教育の役割の一つである専門的職業人育成については、医学や法律学に限定して議論されるべきではない。人材が国際的に採用される状況においては、どこの大学を卒業したかよりも、国際的な基準にのっとった資格を有するかどうかの方が重要となる。
- 地方の医療現場では、医療系人材が不足している。人材確保が厳しい地域では、その分、負担も大きくなり、それがさらなる人離れを招いてしまう。社会のニーズを踏まえた人材育成が必要である。

④ 大学院の整備の在り方についてどう考えるか。(→資料P37-41)

- 大学院の整備が進められてきたが、修士課程修了者や博士課程修了者が、それぞれどんな役割を果たすべきか、どの程度の養成数が必要か、などについて国際的に見て適正かどうかという観点を踏まえた検討が必要である。

⑤ 大学の自主的な入学定員の見直し又は学部・学科等の再編・縮小等を促す仕組みの導入の是非についてどう考えるか。

- 収容定員を縮小した場合の専任教員数の基準の在り方について検討する必要がある。
- 入学定員の取扱いの適正化を促進するため、定員超過の取扱いをより厳格にする必要がある。また、入学定員の充足率のみで測るのではなく柔軟な対応が必要である。
- 定員の扱いを厳格にするに当たっては、例えば、大学院生の多い大規模校では、多額の研究予算を必要とする現状があるなど、大学の経費構造や予算確保の在り方について考慮する必要性に留意すべきである。

⑥ 大学の機能別分化についてどのように考えるか。

- 大学政策においては、多様な大学を一括りにして論ずるのではなく、大学の機能別分化の分類の在り方を精査し、それぞれに応じた施策を講じる必要がある。
- 大学の機能別分化の検討に当たっては、国際的な研究拠点大学や地域の拠点大学として評価される条件に関して、国際的に見て明確な基準が必要である。また、それらの大学が、どの程度我が国には必要なのかとともに、その誘導措置についても検討すべきである。
- 国立大学の機能別分化や、地方国立大学に求められる役割を明確にすることが求め

られる。地方国立大学の意義が地域貢献だけでは、公立大学に任せればよいという結論となる。地域における存在意義を高めることができるか検討しつつ、機能別分化を進めることが必要である。あわせて、世界的な教育研究拠点をどうつくっていくかも必要な視点である。

- 私立大学については、地域別、規模別に振興策を促進する観点から、基盤的経費補助金についてきめ細かな配分基準を構築する。また、大学設置基準により、各大学は、教育研究上の目的を定め、公表することとされており、これの明確化を通じ、大学の機能別分化を促進しつつ、質の向上を図る必要がある。

## 2 私立大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化について

### (1) 現状

- 単年度の授業料等収入で経常的な支出を賄えない大学法人は、全大学法人の34.5%、短期大学法人は同47.1%（平成19年度）。（→資料 P42）
- 入学定員未充足の私立大学は、全私立大学の47.1%、短期大学は同67.5%。地方や規模の小さい大学・短期大学ほど厳しい状況（平成20年度）。（→資料 P44-49）
- 定員超過率が一定以上の学部等への経常費補助金は減額又は不交付。（→資料 P50）  
（不交付：収容定員の1.5倍又は入学定員の1.3倍（入学定員については経過措置あり））
- 定員充足率が一定以下の学部等への経常費補助金は減額又は不交付。（→資料 P51）  
（不交付：在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下。）

### (2) 論点

- 大学の健全な発展と経営基盤の強化のためには、一般的には、各大学又は学校法人が適正規模であることが必要ではないか。  
このため、地域連携や大学間連携を進めつつ、在学者数にあわせて定員を削減したり、組織の再編・統合を行ったりするなど、大学の適正規模を確保していくことが重要であり、その促進の在り方を検討すべきではないか。
- 入学定員の取扱いの適正化を促進するため、定員超過状況を勘案した基盤的経費の在り方をさらに検討すべきではないか。その際、小規模大学には配慮すべきではないか。

### 3 大学の経営に関する情報公開の促進

#### (1) 現状

- 平成16年に私立学校法が改正され、大学等を設置する学校法人は、在学者等利害関係人に対し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を閲覧に供することとされている。(→資料 P52)
- 一方、現在、主体的に財務情報等の一般公開を行っている学校法人は、大学法人では全大学法人の93.1%、短大法人等が同75.0% (平成20年度)。(→資料 P55)
- また、事業報告書において、学校・学部・学科等の入学者数を記載している学校法人(大学法人及び短大法人等)は、全学校法人の60.5%、学校・学部・学科等の在籍者数を記載している学校法人は同93.2%。一方、入試に関する状況(志願者数、受験者数、合格者数等)を記載している学校法人は同41.8%、就職・進学状況等を記載している学校法人は、同40.5% (平成20年度)。(→資料 P57)

#### (2) 論点

- 志願者等が適切に進路選択等を行えるよう、財務状況や志願状況等の経営情報の公開を一層促進するための方策を検討すべきではないか。
- 自ら必要な財産を有しなければならない学校法人の本質を踏まえつつ、学校法人の決算資料等を、学生や社会にとって明確でわかりやすいものとしていく必要があるのではないか。

## 4 大学の機能別分化の検討の論点（案）

（平成20年12月5日の大学分科会で提示）

### (1) 機能別分化の分類の考え方について

- ・ 平成17年の「将来像答申」に掲げられた機能別分化の類型は、米国のカーネギー教育振興財団の大学分類（当時）も参考とされているが、我が国大学の現状に照らし考えられるそのほかの分類の在り方。
- ・ 我が国の大学の今後に着目し、新たな大学分類について検討することの可否。

### (2) 公的な質保証システムや公財政支援を通じて、機能別分化を促進する方策について

- ・ 認証評価において、大学の機能別に複数の尺度を導入する、または、機能別に認証評価機関を認証する仕組みをつくることの是非。
- ・ 博士後期課程について、設置認可や認証評価を通じて、学位授与状況を踏まえた適切な在り方を促す方策。
- ・ 国公私を通じた各種の公財政支援において、各大学の機能に応じて、申請における選択制を導入することの是非やその在り方。

### (3) 自主・自律的な質保証活動を促進する方策の在り方について

- ・ 複数大学による自主的な団体を形成して、一定の教育内容・水準を担保するネットワークを推進する方策。
- ・ 地域コンソーシアムや教育課程の共同実施を通じて、当該大学グループ全体として、様々な機能を果たすこととし、その中で、各構成大学が特定の機能に特化することを誘導することの是非。

### (4) 国立大学の機能別分化の促進について

- ・ 博士後期課程，附置研究所，一部学部等の教育研究組織に関し，機能別分化に沿った見直しを行うことについて。
- ・ その際，教育課程の共同実施や複数大学による拠点形成を活用することについて。

### (5) その他，各公私立大学に対して，機能別分化を促す方策の是非とその在り方について

## 5 教育・学生支援分野における共同利用の促進について

### (1) 大学間ネットワークの必要性

大学の機能別分化を前提としつつ、教育研究の充実、高度化と大学全体としての多様性を一層進めていくためには、大学間ネットワークの構築等を通じて大学間の連携、協働を推進し、各機能の補完や充実強化を図っていくことが必要である。

こうした大学間ネットワークの構築を通じて、さらに機能別分化が促進されると考えられる（以下のイギリスの取組を参照）。

(参考) 2003年のイギリスの「高等教育の将来」白書（抜粋）（仮訳）

1.37 高等教育は、生涯学習、研究、知識移転、社会的一体性そして地域の経済発展を担っている。高等教育において、これらのすべての機能が歓迎されるとともに必要であるという認識は広く共有されている。しかし、全高等教育機関がこれらの活動について、すべて同時にグローバルレベルの水準で行うこと期待すべきではない。そのようなやり方で整備された高等教育制度は世界に存在しない。むしろ、限られた資源が比較優位な分野に集中するように充てられているのであり、個々の高等教育機関が、もっとも得意な分野に焦点化中、高等教育機関全体としては、遙かに広範な目的を達成しているのである。

1.40 また、各高等教育機関における目標の一層の明確化と、大学間連携の増加には、強い関係がある。…（略）… 多様性がさらに取り入れられれば、関連する目標を補い合うようになり、大学間連携が一層容易になる。

### (2) 優れた教育や学生支援を行う機能や施設の共同利用

平成15年以前の国立大学では、国立学校設置法施行規則において、大学附置の全国共同利用施設が個別に規定されていた。しかしながら、法人化後にこの規定は廃止され、その設置改廃は各国立大学の判断に委ねられることとなった。

学術研究分野に関しては、平成20年に国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化（学校教育法施行規則の改正）され、既に7拠点が認定されている。また、拠点に対しては別途財政支援も講じられている。

一方で、優れた教育や学生支援を行う機能や施設に関しては、同様の仕組みは設けられていない。

そこで、大学間ネットワークの構築に関する検討が必要となっている。

(参考) 大学間ネットワークに関する「大学分科会の審議経過について」平成21年1月

人口減少期における我が国の大学の発展について検討する必要がある、その際、以下のような考え方で大学間ネットワークを活用することが考えられる。

○ 大学の機能別分化が進むことで、各大学が、教育活動や学生支援に関し、比較優位性を持つ機能や施設を持つようになれば、それを他大学に積極的に提供し、有効活用を図ることができる。

○ また、地域や大学の特性に応じた特色ある取組や、個々の大学を越えた教員グループの活動を、複数大学の協力による新たな拠点形成に発展させることができる。

そこで、大学間のネットワークの構築を促進するため、国公私を通じて、教育や学生支援を行う共同利用施設を認定する仕組みを創設することについて検討が必要である。その際、以下のような、各施設等の特性に応じたきめ細やかな検討が求められる。

- ・ 学生が直接利用する施設等の場合、そこが教育活動の場であり、各大学の教育理念・目的と密接に関係していること
- ・ 学生の利便性に配慮する必要があること
- ・ 大学間の責任の在り方について検討する必要があること
- ・ 適正な経費負担の在り方について検討する必要があること

### (3) 検討の観点 (例)

① 複数大学が連携して実施することが効果的な教育上の取組や学生支援に関し、複数大学が共同で利用するための拠点を整備・運営する場合の支援策はどうあるべきか。

(具体的な施設例)

- ・ 留学生を対象とした日本語教育センターや多様な支援機能を備えた学生用宿舎
- ・ 大型練習船
- ・ 演習林、農場
- ・ 特定の教育課題への対応を実践している附属学校
- ・ 英語教育や情報教育の拠点
- ・ FD・SDセンター

② 全国的に卓越した取組だけでなく、地域や大学の特性に応じた特色ある取組や、複

数大学が共同で新たな拠点形成する取組への支援策はどうあるべきか。

- ③ 共同利用拠点の運営や責任の分担，利害調整，費用負担の在り方について留意すべき事項は何か（運営協議会等の調整のための組織を設けること等）
  
- ④ 認定における基準の在り方についてどう考えるか（共通的内容の基準と，認定の対象となる施設や機能の種類や性格に応じた基準の二段階とすることなど）。